

【巴商会グループ 労働人権方針】

1. 基本理念

当グループは、国際的な人権の原則に従い、事業活動を継続するうえで影響を与え得る人達すべての人権が尊重されなければならないことを理解し、これらの人達の尊厳が守られるように力を尽くします。

2. 行動指針

(1) 人権の尊重

- ・企業活動のあらゆる場面において人権を尊重します。

(2) 対象範囲

- ・すべての事業活動において、自らが差別や人権侵害に関与しないよう努め、ビジネスパートナーに対しても、これらの原則に則って人権を尊重し侵害しないことを求めます。

(3) 強制労働・人身売買・児童労働の禁止

- ・あらゆる形態の強制労働、人身取引および児童労働を禁じ、人権を侵害する労働慣行の是正あるいは根絶に取り組みます。

(4) 多様性の尊重

- ・共に働く仲間の多様性を尊重し、人種・民族・宗教・国籍・出身・性別・性自認および性的指向・年齢・障がいの有無・疾病などによる差別およびハラスメントを許容しません。
- ・人々の機会は常に平等であり、採用・配置・評価・報酬および昇進は、本人の能力・経験や成果に基づいて適正に行います。

(5) 従業員の安全と健康の維持

- ・安全かつ衛生に配慮した職場環境を提供するとともに、安全・衛生に関する法令・規制・社内ルールを遵守し、その維持に取り組みます。
- ・身体に負荷のかかる作業や機械・製品の取扱いについて、社員および社会の安全を第一に考え、潜在的な危険を評価・管理し健康リスクへ適切な対応を行います。
- ・自然災害・人的災害の被災時には、被害を防止または最小限に抑えるように、日頃からの備えを万全にします。

(6) 労働条件

- ・賃金・労働時間・超過勤務時間および福利厚生に関する適用法令の遵守に取り組みます。加えて、法令遵守にとどまらない過剰な労働時間の削減に取り組みます。

(7) 従業員教育、能力向上の支援

- ・従業員個人の能力や創造性発揮のために、関連するスキル・ノウハウの習得や自己啓発を奨励し、教育・研修の場を提供して、従業員の学習を支援します。

(8) 結社の自由・団体交渉の権利行使の尊重

- ・従業員個人の意思に基づき労働組合を結成する権利、および参加・不参加を選択する権利を尊重し、効果的な団体交渉権の行使を容認します。
- ・会社は従業員の代表者との建設的な対話を通じ、誠意をもって交渉に臨みます。

2024年 9月 1日 制定

株式会社巴商会
代表取締役社長 西村 長之